



GES: Immigration Alert

2022 年 9 月 13 日

Experience the future of law, today

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新しい長期滞在ビザ（LTR ビザ）の導入について

新しい特別なタイプのビザである長期滞在ビザ（以下「LTR ビザ」）の導入と発表は、タイでの長期滞在を希望する外国人から注目を集めています。LTR ビザの目的は、タイへの投資を増やし経済成長を支えることであり、専門家及びエキスパート等の高い能力を有する外国人を長期滞在させ、国内消費の増加とタイ政府の歳入の増加を図ることにあります。本制度に基づき長期滞在ビザを得る可能性が高い外国人は、下記の4つのグループに分類されます。

1. **富裕層のグローバル市民**：この分類に該当する外国人は、タイで50万米ドル以上のタイ国債、タイへの海外直接投資又はタイの不動産に投資し、過去2年間の個人所得が8万米ドル以上で、タイ国内及び海外に100万米ドル以上の資産を保有する者です。
2. **富裕層の年金生活者**：50歳以上の退職者で、年金又は個人所得（雇用による所得ではなく）を年間8万米ドル以上得ている者が該当します。加えて、少なくとも25万米ドルをタイ国債、タイへの海外直接投資又はタイの不動産に投資した場合は、年間の個人所得が4万米ドル以上で8万米ドル未満の退職者も該当します。

3. **タイでの在宅勤務の職業人（リモートワーカー）**：過去 2 年間の個人所得が年間 8 万米ドル以上を得ているか、所得が年間 4 万米ドル以上 8 万米ドル未満の場合、修士号以上の学歴、知的財産権の所有、又は 100 万米ドル以上のシリーズ A 資金（タイ政府系法人の Digital Economy Promotion Agency (depa) が拠出するファンドの一つ）を受け、かつ、過去 10 年間に現職の関連分野で 5 年以上の実務経験がある場合も該当します。さらに、海外に所在する現在の雇用主は、証券取引所に登録されている上場企業、又は過去 3 年間の連結売上高が 1 億 5 千万米ドル以上の営業活動中の非上場会社である必要があります。
4. **高度専門職業人**：タイで定められたターゲット産業（現在 14 種のターゲット産業事業）に従事し、過去 2 年間の個人所得が年間 8 万米ドル以上である者が該当します。加えて、年間所得が 4 万米ドル以上 8 万米ドル未満の場合、一定の条件により免除されない限り、科学技術分野の修士号以上を有する、又はタイでの職務に関連する特別な知識・技能を持ち、ターゲット産業において 5 年以上の経験を有することが必要です。タイ政府機関に勤務する専門職の場合、個人所得の最低条件は定められていません。

LTR ビザ保有者への特典

- 10 年ビザ：当初 5 年その後 5 年延長され、合計 10 年有効のビザが与えられます
- 配偶者と 20 歳未満の子供（最大 4 人の扶養家族）へも 10 年間のビザが与えられます
- 入国回数に制限が課されません
- LTR ビザ保有者とその配偶者は労働許可証を申請することができ、タイ人 4 人に対して外国人 1 人という標準的な比率の要件が免除されます
- 入国管理局へ報告は 1 年に 1 回です（90 日レポートは不要です）
- タイの国際空港でのファストトラックサービスを利用できます
- タイにおいてターゲット産業に属する法人に雇用された高度専門職業人は、雇用主が支払う給与所得に対して 17% の個人所得税率が適用されます
- 富裕層のグローバル市民、富裕層の年金受給者、タイでの在宅勤務の職業人に該当する場合には、前年度に得た国外所得を翌年度にタイに持ち込んでも個人所得税が課されないことが明文化されました

2022 年 9 月 1 日以降、投資委員会が定める電子システムによりビザ申請が可能です。申請者は、タイでの治療に最低限必要な健康保険又は社会保障給付を提出する必要があります。

ビザ申請が許可された後、適格とされた LTR ビザの申請者は、タイ国大使館、領事館、又はワンストップサービスセンター（以下「OSSC」）の入国管理局にて手続を進めます。その際、申請手数料として一人当たり 5 万バーツを支払うことになります。

LTR 保有者と配偶者がタイの雇用主の下で働く場合、OSSC の雇用局で労働許可書の申請ができます。その際、年間 3 千バーツの手数料払いが必要です。

LTR ビザは、承認された申請者が多くの恩恵を受けることができるため、該当する外国人にとって魅力的なビザであると考えられています。しかし、外国人個人と雇用主（タイ人と外国人雇用主）の両方において、申請資格を証明するための証拠書類の提出等、検討すべき詳細事項が数多く存在します。これには、タイでの居住と仕事の計画や、所得税に関する考慮事項等も含まれます。所得税に関する考慮事項の例を挙げれば、17%の個人所得税は高度専門職業人へのみ適用されますが、一方で富裕層のグローバル市民、富裕層の年金受給者、タイでの在宅勤務の職業人のタイでの源泉所得には適用されません。

Contacts

本ニュースレターに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先までお問い合わせください。

Pornpun Niyomthai

Partner - Global Employer Services – Immigration

Tel: +66 (0) 2034 0175

Email: pniyomthai@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



[Deloitte Thailand](#) | [Add as safe sender](#)

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than

100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.